

【解説】

昭和二十年十二月二十三日、総理大臣幣原喜重郎は前田多門文相を官邸に呼び、学習院大学のプライス教授の進言を見せ、迫りくる元旦に発表する詔書の起草を依頼している。

昭和二十年十二月二十五日、「私は神ではない。人間のオーガンを持っている」と言われていた昭和天皇の意を受け、幣原はこの日、官邸自室で長時間をかけて詔書草案を自らも起草した。

驚くべきことに、数日前に前田文相に頼んで書いてもらった草案を基に、英文で更に草案を書いたのである。この詔書が占領下のGHQに正しく理解されるように意図したからである。

この幣原の英文草案は、福島慎太郎秘書官に邦訳が命じられ、前田文相の手に戻った。

英文草案起草後に肺炎に罹った幣原首相に代わり、その後、前田文相が昭和天皇に謁見して相談をしたところ、天皇はその際に五箇条の御誓文を加筆するよう求められている。

文相は書記官長次田大三郎と相談した結果、詔書文頭に五箇条全部を加えることになった。推敲は前田文相と木下侍従次長が行い、十二月三十一日まで推敲に念を入れ、この英文リバーズの詔書は天皇の意向を加えて邦文詔書として元旦に発表された。これが、天皇の人間宣言と「報道」され、政府も認める詔書の呼称である。

しかし、読めばわかる通り、昭和天皇は改めて人間宣言など、

していない。「紐帯」として国民との関係性を述べているだけで、

現人神では「元々ない」というのが天皇の立場であるからだ。

天皇は神の裔（子孫）であることは否定しておられない。

何故なら、天皇および有徳の人間が死ねば「神」として祀られるとするのが日本神道の見解であるからだ。

日本神道祭祀の長は天皇である。祭祀の長は人間であるのだ。

「国家神道」を政治的に確立しようとしてきた意図を、昭和天皇は「日本神道」に戻されたのである。

天皇は、神として祀られた天皇の裔ではあるが、今世を生きる間は、民に寄り添い、民と神とを繋ぎ、民と国家の安寧、繁栄を神に祈る存在であるからである。天皇自身が親政を追及した時代はあるが、天皇が「神」として在世することは日本神道の構造上ない。このことは千年来、日本に定着している文化でもある。

平成七年五月十八日

大中臣正比呂 記